

小金井都市計画街路の決定

第1 街路の等級及び幅員は、次の標準による。

1. 広路、幅員、 44「メートル」以上

2. 1等大路は、次の3類とする。

第1類 幅員 36「メートル」以上

第2類 " 29「メートル」以上

第3類 " 22「メートル」以上

3. 2等大路は、次の3類とする。

第1類 幅員 18「メートル」以上

第2類 " 15「メートル」以上

第3類 " 11「メートル」以上

4. 1等小路 幅員 7「メートル」以上

5. 2等小路 幅員 4「メートル」以上

第2 前頁に定めるものを除くほか、街路の築造に関しては、道路構造令 (昭和33年政令第244号)の定めるところによる。

第4 既定武蔵野都市計画街路ノ等大路第2類第ノ号線に係る昭和37年3月27日建設省告示第869号武蔵野都市計画街路事業及びその執行年度割中小金井市の区域に係る事業及びその執行年度割は、第3で定められた都市計画街路ノ等大路第2類第ノ号線に係る都市計画事業及びその執行年度割に、既定武蔵野都市計画街路ノ等大路第3類第4号線に係る昭和35年6月20日建設省告示第1144号及び昭和36年3月29日建設省告示第820号武蔵野都市計画街路事業及びその執行年度割は、第3で定められた都市計画街路ノ等大路第3類第ノ号線に係る都市計画街路事業及びその執行年度割に既定武蔵野都市計画街路ノ等大路第3類第30号線に係る昭和36年3月29日建設省告示第819号武蔵野都市計画街路事業及びその執行年度割は、第3で定められた都市計画街路ノ等大路第ノ類第ノ号線に係る都市計画街路事業及びその執行年度割とみなす。

## 理 由 書

小金井市は、近時、市街の発展が著しいので、都市機能を確保するため、今日の現況、将来の発展情勢、隣接都市との連絡関係等を考慮して、既定の武蔵野都市計画街路を廃止し、本案のように決定するものである。

都市計画道路名称変更の計画書

小金井都市計画道路の変更について

(東京都知事決定)

都市計画道路中

広 路 1	東京立川線	を	3・1・6号	東京立川線	に、
1等大路第2類第1号	東京八王子線	を	3・2・2号	東京八王子線	に、
2等大路第1類第1号	新志木街道線	を	3・4・7号	府中清瀬線	に、
2等大路第1類第2号	府中東小金井線	を	3・4・11号	府中東小金井線	に、
2等大路第2類第1号	小金井駅前原線	を	3・4・14号	小金井駅前原線	に、
2等大路第2類第2号	府中国分寺線	を	3・4・15号	府中国分寺線	に、
2等大路第2類第3号	小金井久留米線	を	3・4・13号	小金井久留米線	に、
2等大路第2類第4号	多磨墓地緑町線	を	3・4・12号	多磨墓地小金井公園線	に、
2等大路第2類第5号	三鷹国分寺線	を	3・4・1号	三鷹国分寺線	に、
2等大路第2類第6号	新小金井貫井線	を	3・4・3号	新小金井貫井線	に、
2等大路第2類第7号	小金井日野駅線	を	3・4・4号	小金井日野駅線	に、
2等大路第2類第8号	新小金井久留米線	を	3・4・8号	新小金井久留米線	に、
2等大路第2類第9号	東小金井駅北口線	を	3・4・9号	東小金井駅北口線	に、
2等大路第2類第10号	東小金井駅南口線	を	3・4・10号	東小金井駅南口線	に、

それぞれ改める。

【理由】

都市計画道路の名称を都市計画法施行についての建設省都市局長通達により改める。

第3 都市計画街路を次のように定める。

街路番号 等級 類別 番号	街路名称	起点	終点	主な経過地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
								街路名称
2-1	東京立川線	小金井市鹿野町3丁目	小金井市寶井北町3丁目	小金井市 桜町 / 丁目	45~49	約 2,540		
2-2	東京八王子線	〃 前原町 / 丁目	〃 南町 / 丁目	〃 前原町 4丁目	30	1,810		
2-3	ただし	〃 〃 5丁目	〃 〃 南町 / 丁目		36	460	2010/高線 立体交差区間	
2-4	初志木街道線	〃 〃 5丁目	〃 〃 北町3丁目	〃 寶井南町3丁目	20	3,030		
2-5	ただし	〃 〃 5丁目	〃 〃 寶井南町 / 丁目		18	430		
2-6	ただし	〃 〃 寶井南町3丁目	〃 〃 北町 / 丁目		24	266	中央線立体交差 区間	
2-7	府中東小金井線	〃 東町5丁目	〃 緑町2丁目	〃 東町 4丁目	18	2,690		
2-8	ただし	〃 〃 4丁目	〃 〃 / 丁目		24	340	中央線立体交差 区間	
2-9	小金井駅前線	〃 本町6丁目	〃 前原町 4丁目	〃 前原町 3丁目	16	1,250		
2-10	ただし	起点附近に地積約6,300平方メートルの広場を設ける。						
2-11	府中区分寺線	小金井市寶井南町5丁目	小金井市寶井南町4丁目	小金井市寶井南町5丁目	16	580		
2-12	小金井久留米線	〃 本町5丁目	〃 桜町2丁目	〃 本町3丁目	16	1,240		
2-13	ただし	起点附近に地積約3,800平方メートルの広場を設ける。						
2-14	多摩基地線町線	小金井市 前原町4丁目	小金井市 緑町3丁目	小金井市 中町 / 丁目	16	3,420		
2-15	ただし	〃 〃 4丁目	〃 前原町4丁目		12	760		
2-16	ただし	〃 中町3丁目	〃 緑町5丁目		20.5	330	中央線立体交差 区間	

街路番号 等級 類別 番号	街路名称	起 点	終 点	主 な 経 過 地	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	左 だ し	〃 〃 1丁目	〃 東 町 5丁目		20.5	360	
2 2 6	新小金井環井線	〃 〃 4丁目	〃 寶井南町 3丁目	〃 中町 3丁目	16	2,560	
	左 だ し	起点附近に地積約2,700平方メートルの広場を設ける					
2 2 7	小金井日野駅線	小金井市 本 町 5丁目	小金井市 寶井北町 5丁目	小金井市 寶井北町 1丁目	16	1,970	
2 2 8	新小金井久留米線	〃 東 町 4丁目	〃 梶野町 2丁目	〃 東 町 3丁目	16	1,500	
	左 だ し	〃 〃 3丁目	〃 〃 1丁目		20.5	330	中央線 立体交差区間
2 2 9	東小金井駅北口線	〃 梶野町 5丁目	〃 〃 5丁目		16	290	
	左 だ し	起点附近に地積約4,400平方メートルの広場を設ける					
2 2 10	東小金井駅南口線	小金井市 東町 4丁目	小金井市 東町 4丁目		16	520	
	左 だ し	起点附近に地積約4,400平方メートルの広場を設ける					
2 2 11	三鷹国分寺線	小金井市 梶野町 1丁目	小金井市 寶井北町 4丁目	小金井市 本町 5丁目	12	1,370	

「別紙図面表示のとおり」

1:10,000

# 小金井都市計画街路平面図

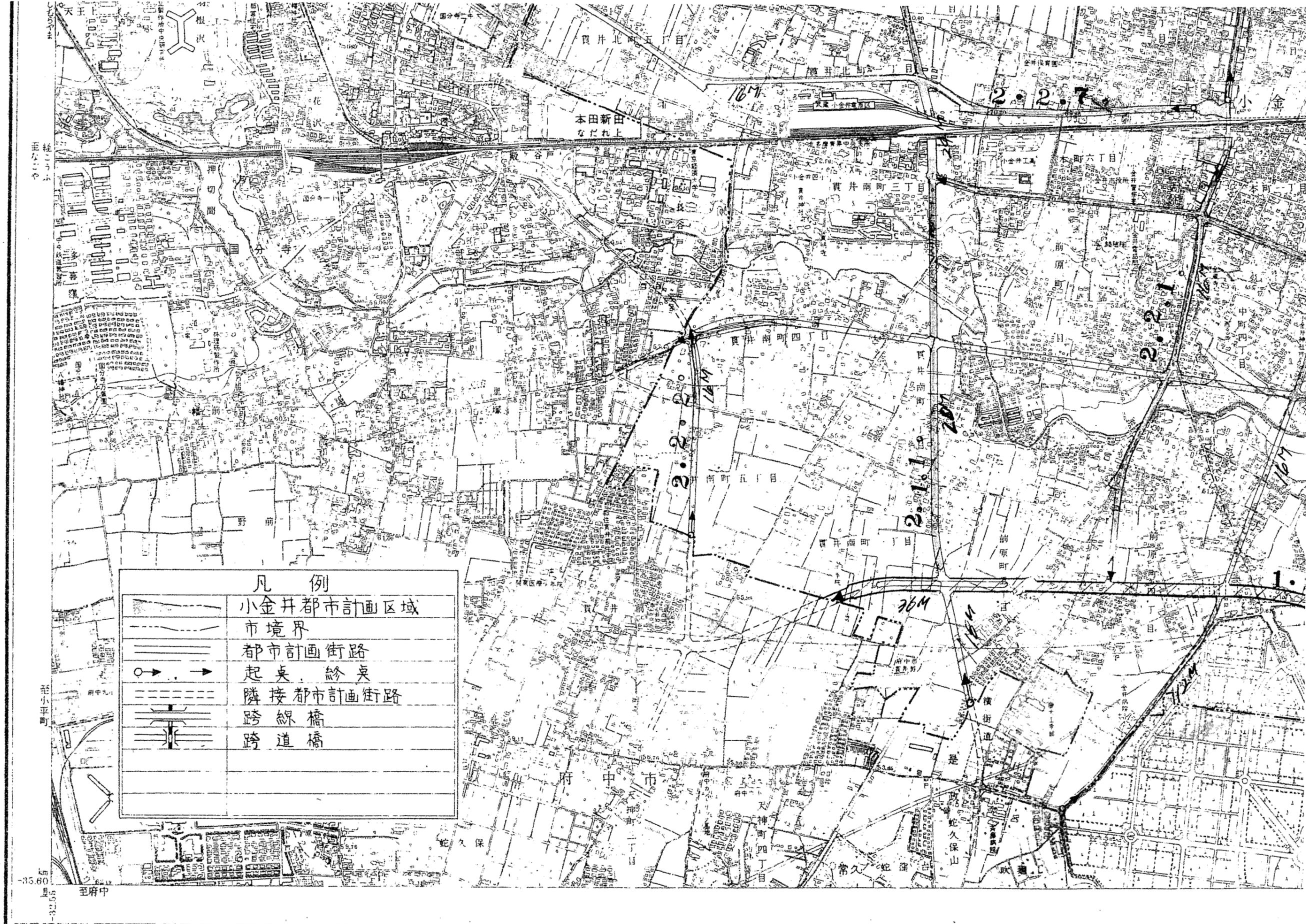


# 井市全図



500  
0 250 500  
Km  
1:10,000

全図  
1:10,000



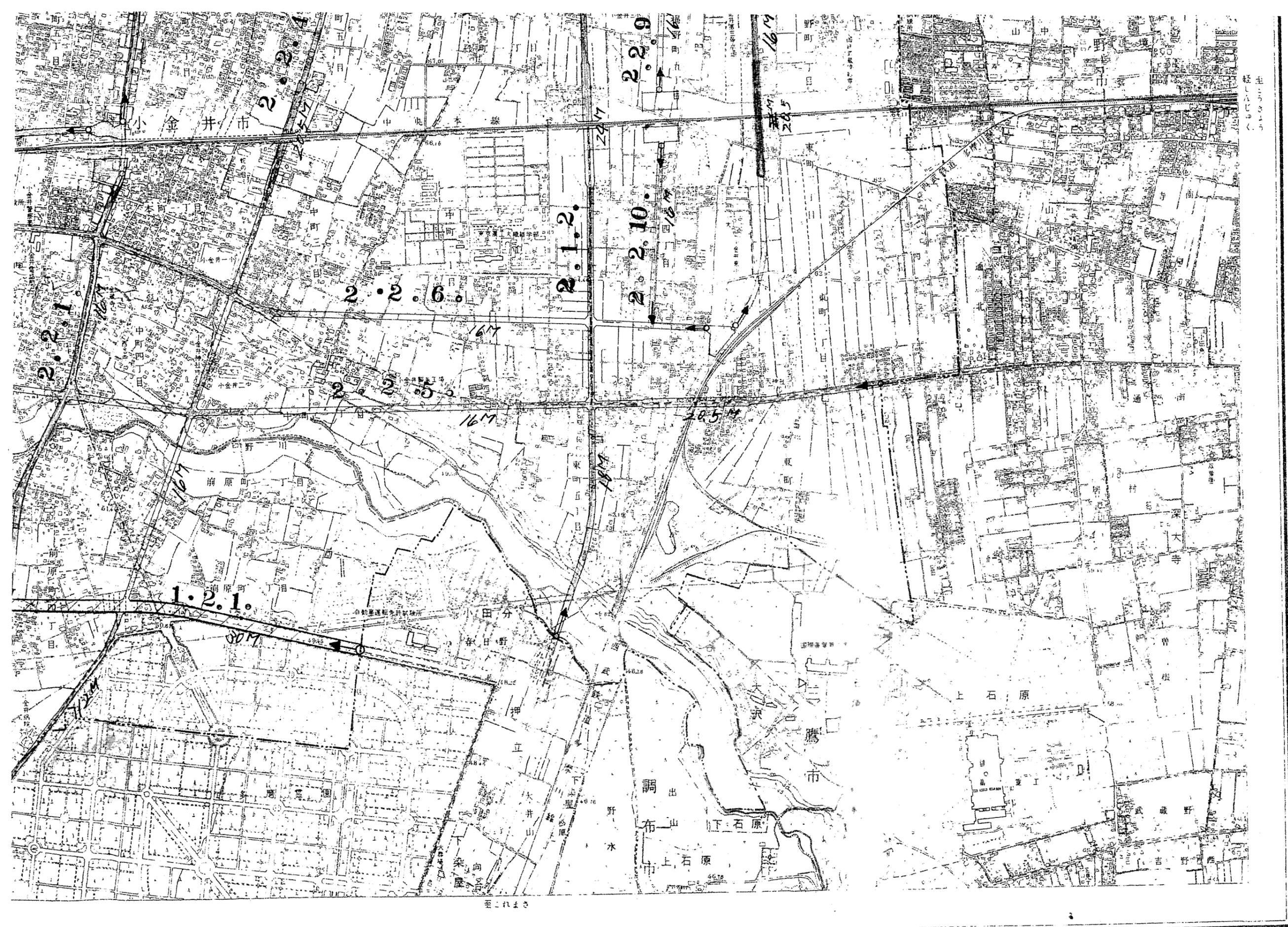
凡 例	
	小倉井都市計画区域
	市境界
	都市計画街路
	起 点 終 点
	隣接都市計画街路
	跨線橋
	跨道橋

昭和 36 年 編 図

原 点 ..... 第 9 号 標 系  
 高 2 の 基 準 ..... 国 土 地 理 院 水 準 点  
 昭 和 35 年 自 成 東 京 都 建 設 局 1/10 万 分 之 1 吉 祥 寺 ・ 小 倉 井 小 倉 井 街 路 図 面 編 図

1 : 10,000





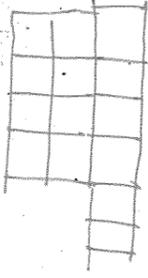
1 : 10,000

500

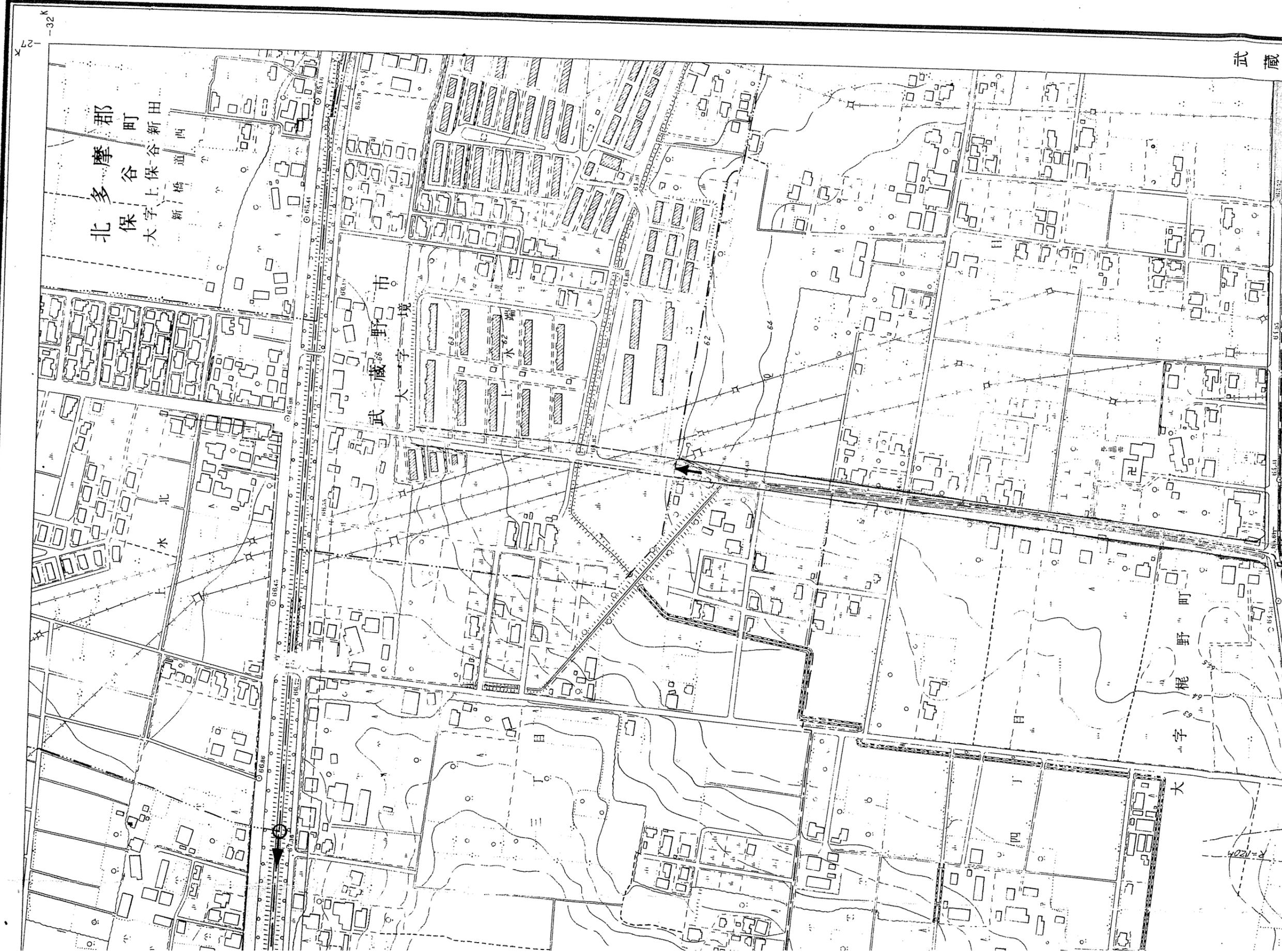
1000

小金井市役所  
36首計監収第1179号

詳細図 14枚



小平	花小金井	田無
国分寺		武蔵境
山谷	多摩墓地	三鷹



# 小金井

花小金井



野町

大字

杉並

16号

緑

緑

大

18M

2.1

16M

R=500M

R=120M

R=200M

# 井金小

花小金井



杉並区道第16号

45~49

231

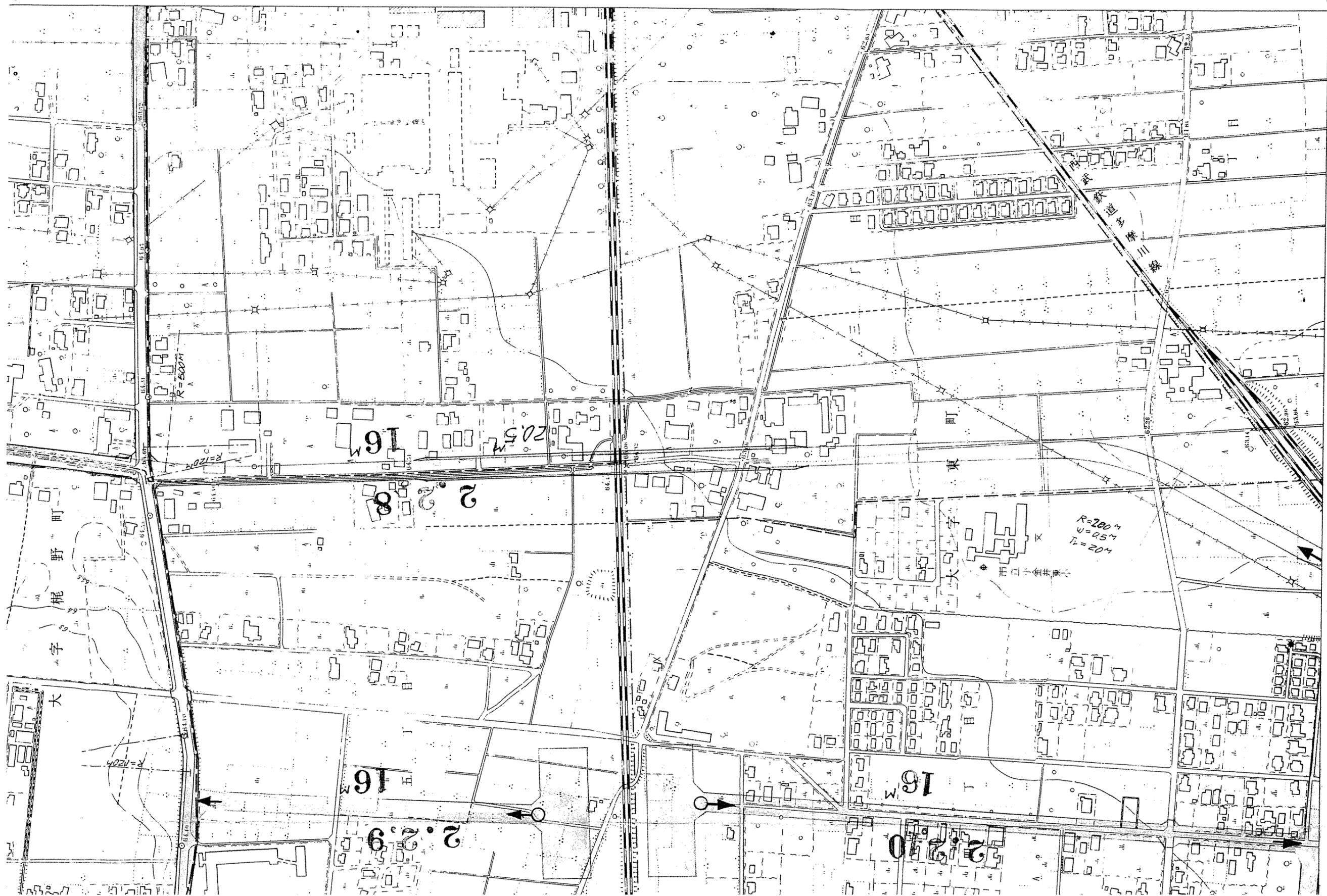
12

東京 1:3,000 地形圖 30-6



昭和三十五年一月測量

市分圖

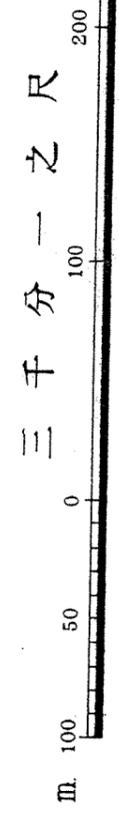


本図測量の座標は経度139°50'緯度36°0'を原点とする平面直角座標線の値を基準とする。真高は地理調査所水準点の値を基準とする。





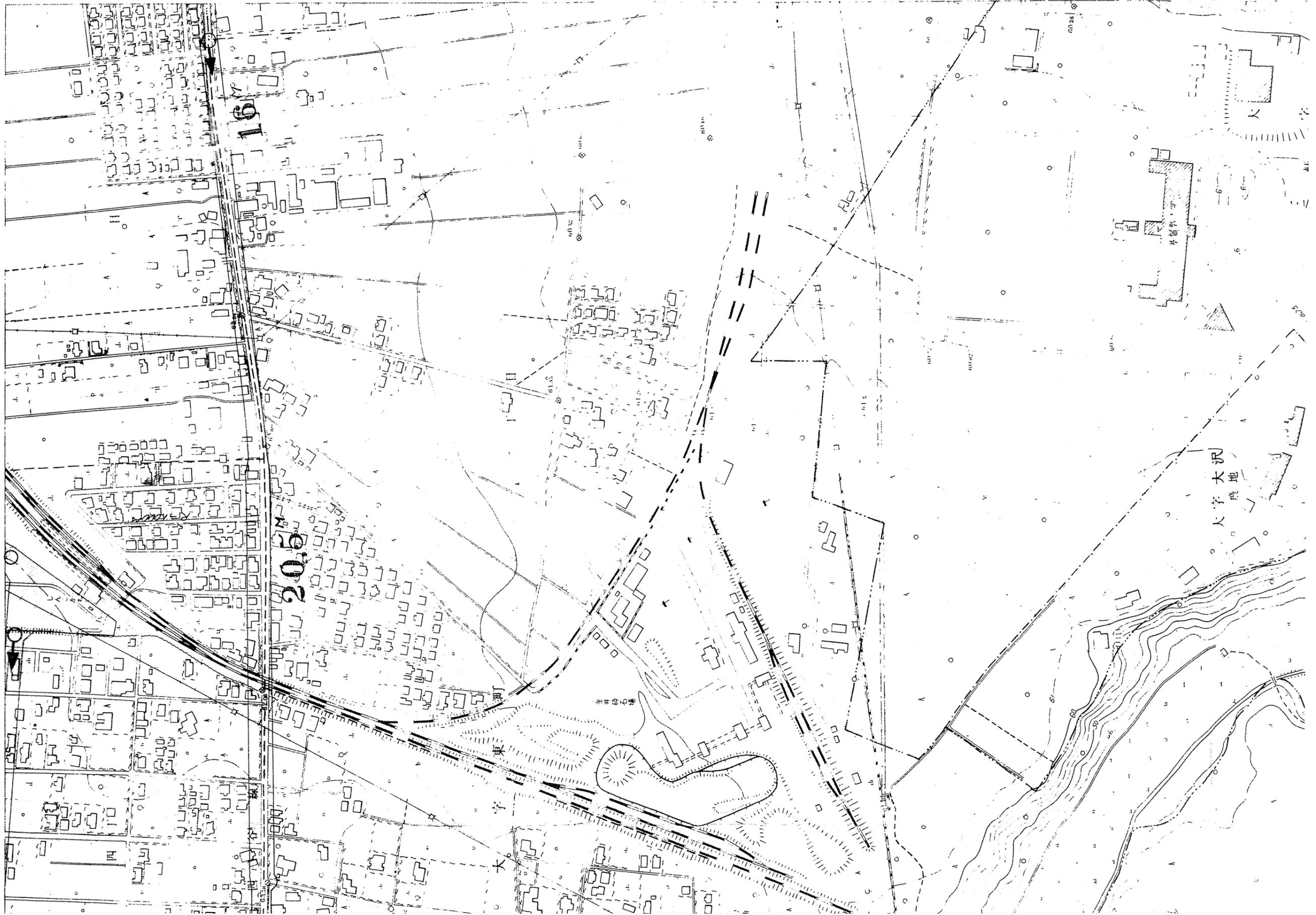
多磨墓地





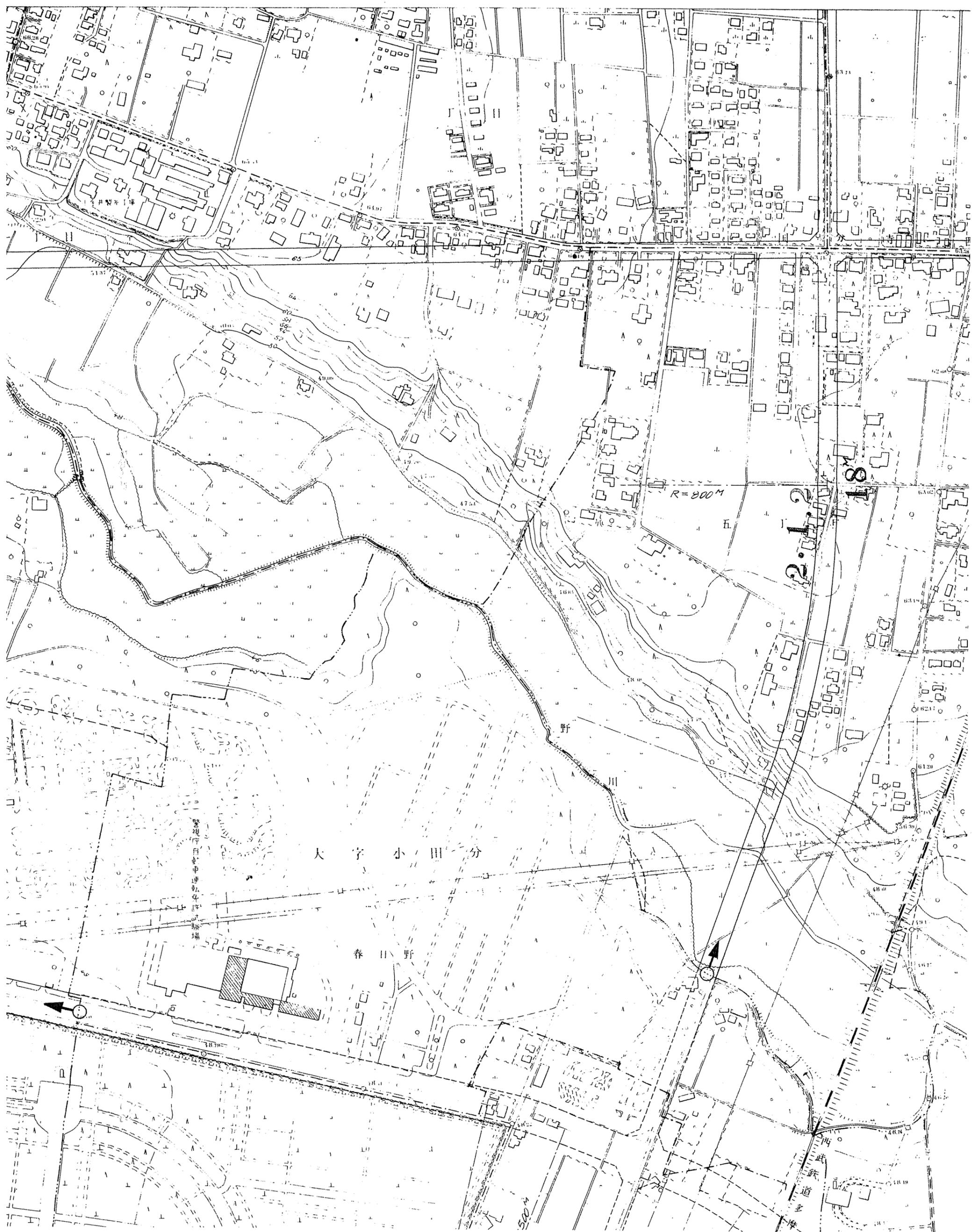
27  
34

武藏境	小金井	国分寺
深大寺	車返	山谷
府中		



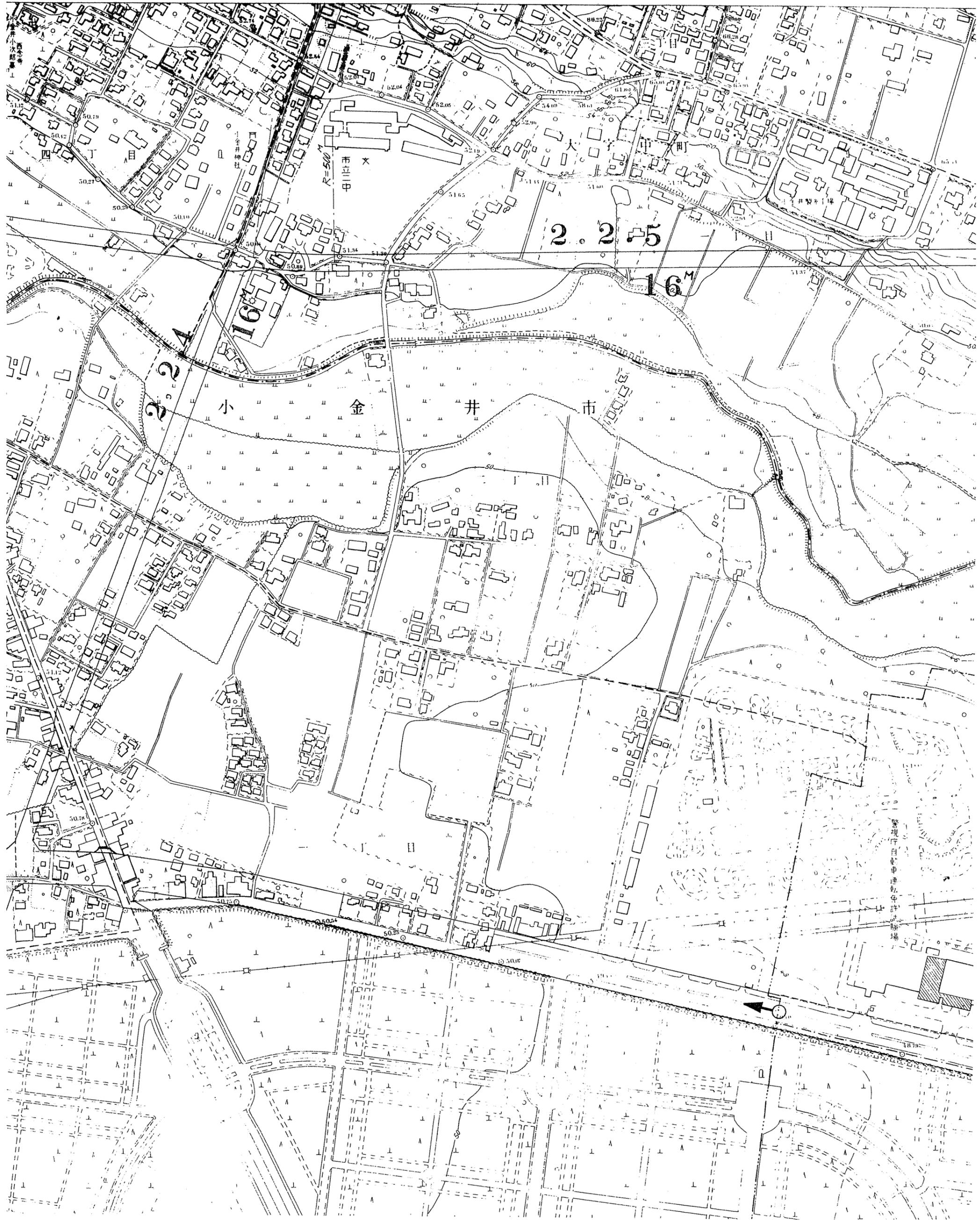
# 多磨墓地

小金井

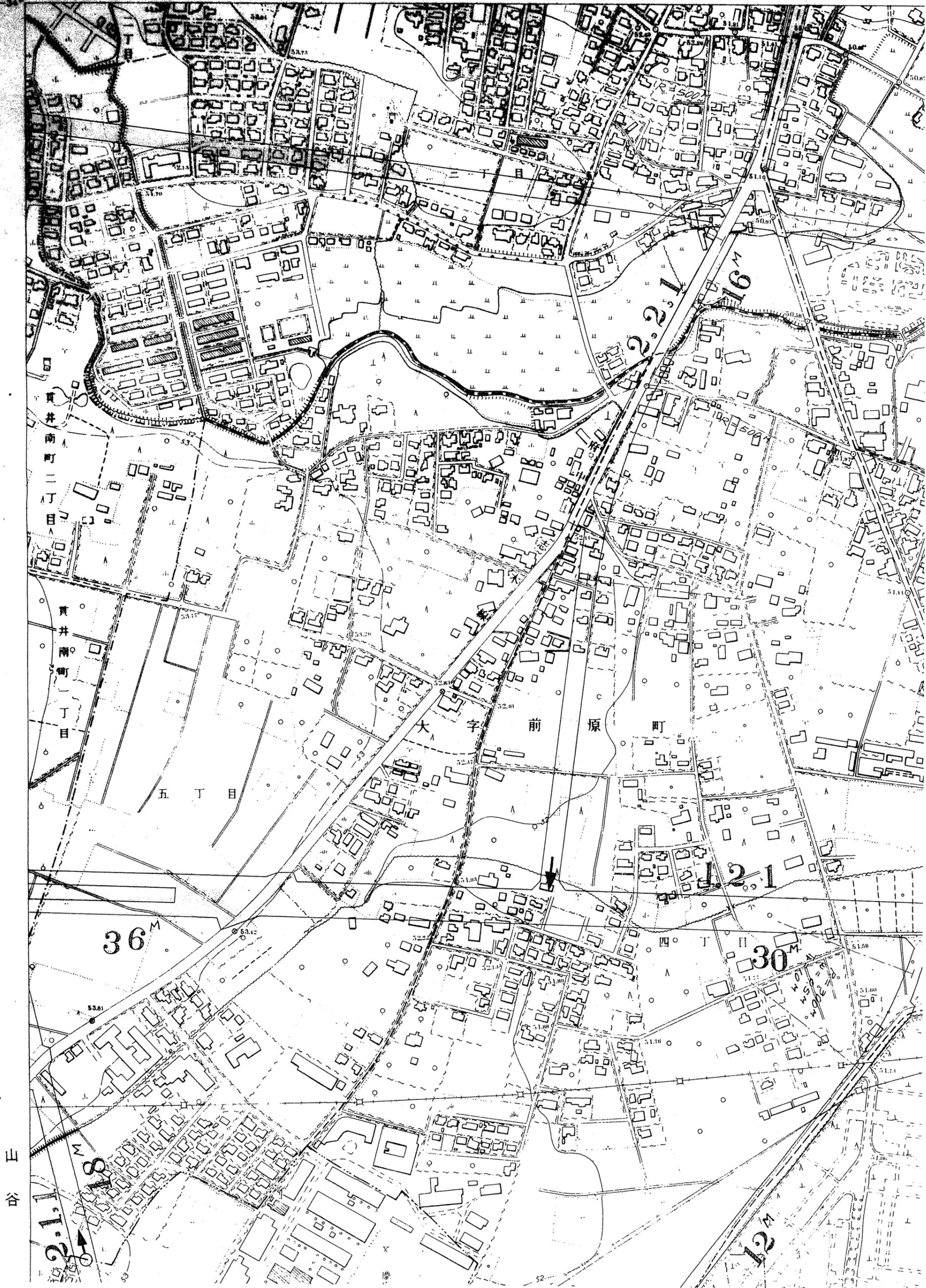


# 多磨墓地

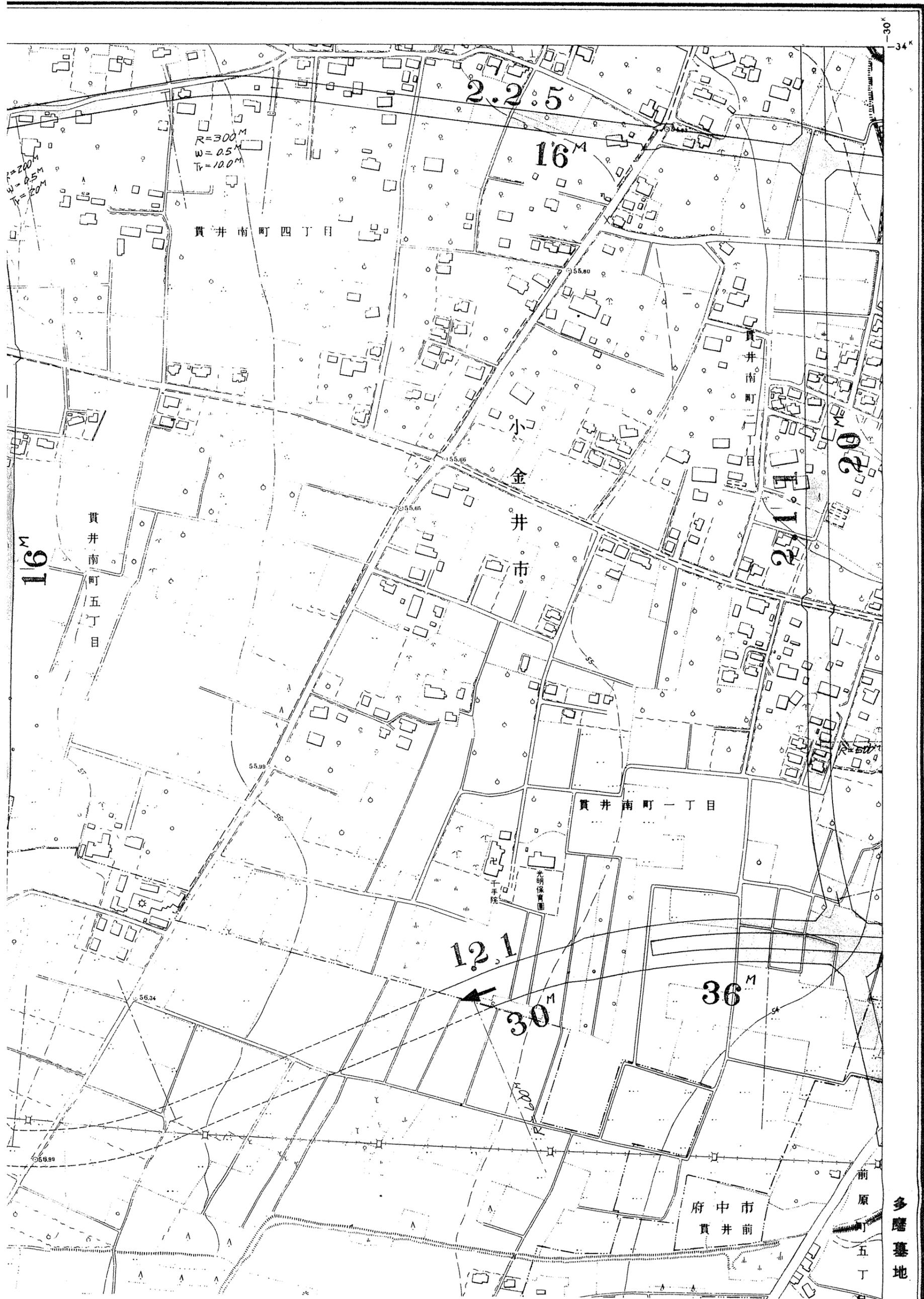
小金井



昭和三十一年一月測量

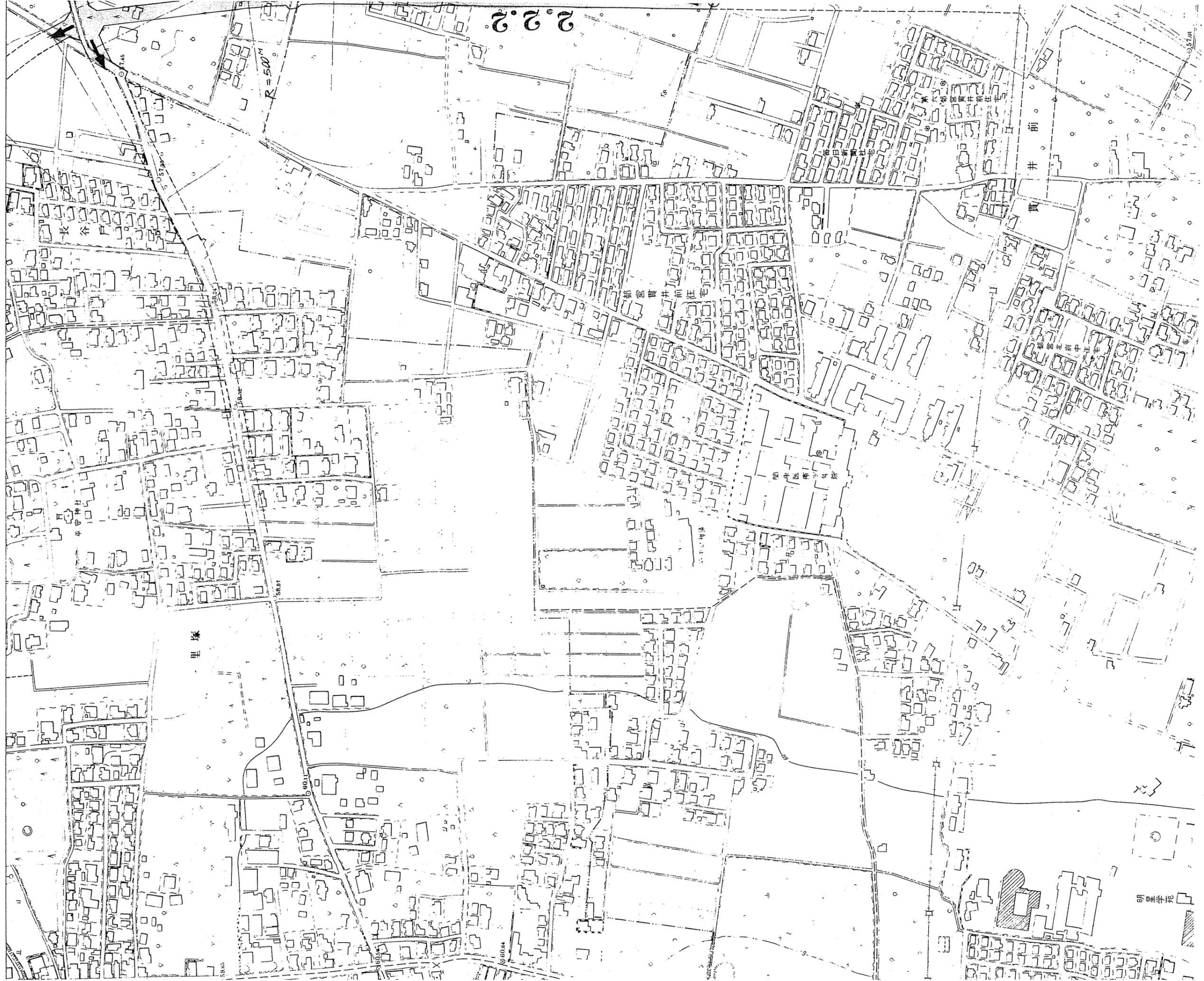


国立北部	国分寺	小金井
国立南部		多摩墓地
本宿	府中	車返



# 山谷

東京府



2.2.2.

R=500M

里塚

明皇寺